

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 平成30年5月21日

点検商法のトラブル ~その場で契約せず冷静に~

内容

3日前、突然家に訪ねてきた業者に「屋根瓦が浮いたように見える。無料で点検する」と言われた。点検してもらおうと、修理が必要とのことで「梅雨前にやっておかないと大変なことになる」「今なら60万円のできる」などと強く勧誘され、断りきれずに契約してしまった。不審に思い、昨日、知り合いの大工さんに調べてもらったら「瓦は浮いていない」とのことだった。うそだったので解約したい。(80代、男性)

消費生活センターからのアドバイス

これは点検商法と呼ばれ、「無料で点検します」と販売意図を隠して消費者に近づく手口です。点検を頼むと、屋根や床下など普段なかなか入れないような場所に入っていく、「大変だ!」「早く何とかしないと危ない!」などと不安をあおって、工事契約を誘います。

工事以外にも布団の点検や水道水の検査などのパターンがあり、「ダニがいっぱい」「こんなに汚れた水を飲んでいると病気になる」などと言って、高い羽毛布団や浄水器などを売りつけることもあります。

こういう業者は、「今日契約するなら特別に値引きする」「商品は残りわずか」などと契約を急がせようとしませんが、その場で契約してはいけません。工事や商品の契約が必要かどうかは、家族や周りの人にも相談しましょう。また、業者の説明をうのみにせず、他の業者に調べてもらったり、見積書をとったりして、冷静になって十分に検討しましょう。

訪問販売で契約した場合は、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリングオフ(無条件契約解除)が可能です。期限を過ぎていても契約解除ができるケースもあります。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。



おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月~金曜日) ... 午前9時~午後5時(12時~13時を除く)

全国共通ダイヤル ☎188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957 52 9999)

平戸市消費生活センター
(0950 22 4222)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957 38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります